

持続可能な市民主体の景観まちづくりの実現に向けて

～景観コンシェルジュとしての市の役割～

千葉県市川市 畑 裕美子



第1章 研究の背景と目的

第1節 研究の背景

(1) 中山参道地区における補助金を活用した景観まちづくり

まず、本テーマを設定した背景には、現在、筆者が市内の寺町である中山参道地区において補助金を活用した住民（ここでは、あえて中山参道地区の住民をいう意味を込めて「市民」ではなく「住民」とする。）と市の協働による景観まちづくり事業に携わっている中で以下に示すような問題意識を持ったことがある。

中山参道地区は、法華経寺をはじめとする寺院群とその門前の商店街と住宅を中心とした歴史的資産と寺林等の豊かな緑を有する地区である。本地区におけるまちづくり活動は平成16年に「中山まちづくり協議会」が発足したことにより始まった。協議会は中山参道地区の自治会、商店会、寺院で構成される。平成19年には参道沿道の権利者による「街づくり協定」が締結され、「協定運営委員会」も設置された。本地区における景観まちづくりはこの「中山まちづくり協議会」と「協定運営委員会」の両輪により進められてきた。平成19年には国土交通省所管の補助事業である「街なみ環境整備事業」を活用した景観まちづくりを開始した。これは国と市が民間修景にかかった費用の2/3を負担し（国1/2、市1/2）、民間が1/3を負担するものである。補助金活用にあたっては、「寺町としての風情を醸し出す、賑わいと落ち着きのある街なみの形成」という整備目標をたて、平成19～28年度の10年間の期間を決めて景観まちづくりに取り組んできた。権利者に対し事業への理解・協力を求めることや修景者の発掘、権利者による「中山参道の街なみを考えるつどい」の開催などである。



写真：中山参道地区

ある意味「補助金事業を活用した修景の取り組み」という一つになれるものに向かって進めてきたところがある。しかし、補助事業の期間が平成28年度までであることから、その一つになれるものがなくなったとき、住民の景観まちづくり活動は継続していくことができるのか。これまで積み上げてきたものは崩れてしまわないか。

ある意味「補助金事業を活用した修景の取り組み」という一つになれるものに向かって進めてきたところがある。しかし、補助事業の期間が平成28年度までであることから、その一つになれるものがなくなったとき、住民の景観まちづくり活動は継続していくことができるのか。これまで積み上げてきたものは崩れてしまわないか。

私が上記のように考えるのは、以下のような課題が存在するためである。①住民の高齢化に伴う今後の景観まちづくりの担い手不足、②補助金終了後の住民の景観まちづく

りへのモチベーションの維持、③補助金終了後の住民と市の関わり方、④今後の景観まちづくりの展開の仕方である。

この課題をどう解決し、今後もこの景観まちづくり活動を継続するためには市としてどのような支援ができるのだろうかと考えたことが、筆者が本テーマを設定した最も大きな背景である。

(2) 市民主体の景観まちづくりを重視する本市の考え方

次に、市全域に係る問題であるが、もう一つの背景として、市民主体の景観まちづくりに対する本市の支援のあり方に課題を感じていることがある。

本市は平成 16 年 5 月に「市川市景観基本計画」(以下、「基本計画」とする。)を策定し、本市における景観形成の考え方を明らかにした。その中で、基本理念を「だれもが「わがまち」の姿として誇りに思い、共感できる景観まちづくりをすすめ、これを継承していきます。」としている。これは、市民が共有する価値観に裏打ちされたまちをつくることを本市の景観まちづくりの基本に据え、そのために市民の合意と参加を前提とすることを表している。

つまり、本市の景観形成において市民主体の景観まちづくりを最も重要と位置付けているのである。しかしながら、市民主体の景観まちづくりは活発とはいえない部分も見受けられ、本市の支援のあり方を見直す必要があると感じている。

第 2 節 研究の目的

上記の 2 つの背景から、基本計画を策定し 10 年が経過した今、本市がこれまで実施してきた景観施策の積み重ねを活かし、次の段階の市民主体の景観まちづくりへの支援のあり方を検討する必要があると考える。そこで本レポートでは以下の 3 点を明らかにすることを目的とする。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 持続可能な市民主体の景観まちづくり実現のために必要な要素② 持続可能な市民主体の景観まちづくり実現のための本市の役割③ 本市の役割を果たすための新たな事業展開の提案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第 2 章 本市の景観形成の考え方

第 1 節 基本計画の策定の経緯

本章では、研究の背景において触れた本市の景観形成に対する考え方を整理する。

本市は、千葉県北西部に位置し、東京都と隣接しており、江戸川や東京湾の三番瀬や斜面林を背景とする里山、クロマツの群生などの自然環境に恵まれた住宅都市として発展してきた。現在では通勤・通学に利便性が高い住宅都市として人口が増え、平成 26 年 11 月 30 日現在、人口約 472 千人となっている。

しかし、東京近郊という利便性の良さから急速に都市化が進展したため、斜面林の開発や農地の減少などの自然景観の喪失、開発による歴史的な建築物等の減少などの景観に係る様々な問題が顕在化した。こうした状況の中、社会的にも心の豊かさが重視されるようになり、潤いやゆとりのある質の高い生活環境が求められるようになっていた。

これらの背景により、本市の自然景観や歴史、文化を活かした景観づくりを行って
いくため、長期的な視点からの本市景観のマスタープランとなる基本計画の策定へ向けて
平成 13 年度より検討を始めることとなった。

第 2 節 基本計画検討における論点

基本計画の検討にあたっては、一般的な住宅都市である市川の景観をどのように考え
ていくかが論点となった。求心力の高い景観まちづくりのテーマ設定が難しいことや人
それぞれ感じ方が異なる景観についての考えをどう共有していくかが課題であった。こ
れらの課題解決のためにはまちづくりの担い手である市民が基本計画策定段階から関わ
る必要があると考え、様々な手法による市民参加の機会を設けることとした。

第 3 節 市川らしい景観とは何か

市川らしい景観を見出すための市民参加は、大きく分けて 3 点が挙げられる。

- ① アンケート調査や意見交換会等により得られた市民意見の反映
- ② モデル地区における実践的な景観まちづくりの取り組みの成果のフィードバック
- ③ 公募市民 4 名が参加した「市川市景観形成委員会」による基本計画の立案

表 2-1 : モデル地区における取り組みの目的

- ・ 子どもを含めた市民参加の実験的な試み
- ・ 市民の考える景観まちづくりのポイント
- ・ 公民の役割の明確化
- ・ 景観に配慮するための規制や誘導策
- ・ 市民の提言に基づく実践化



写真 : 小学生ワークショップ

(出典 : 基本計画)

表 2-2 : モデル地区における検討プロセス

	実施内容	目的	
ステップ1	モデル地区地域住民アンケート調査	モデル地区住民の意識調査	地元が目線
ステップ2	市民ワークショップ (全3回)	モデル地区外の公募市民を含めた意識調査及び参加	来訪者の目線
ステップ3	行徳小学校における小学生ワークショップ (全5回)	未来を担う子供の意識調査及び参加	子供の目線
ステップ4	モデル地区住民検討会 (全10回)	ステップ1~3で得た意見を基に景観まちづくりの方針及びモデル事業等の検討	

以上のように、平成 13 年度~15 年度の 3 年間、一貫して市民参加を念頭に置いて基
本計画の検討を進めてきた。これらの手法により引き出した市民意見を総合した結果、
本市における景観形成は、「こうでなくてはいけない」というものではなく、「市民や地
域の活動、合意形成を主体としたなかで、市全体としての景観の質的向上を図り、地域
の個性や身近な生活風景を生かした景観形成を進めていくもの」ということを基本的な
考え方とし、平成 16 年 5 月に基本計画を策定した。

本章では基本計画策定までの市民参加を振り返ったが、市民が市や専門家などと共に考え一からつくり上げてきた。このことから、本市の景観形成において、市民主体の景観まちづくりが最も重要であることが確認できた。

第3章 本市の市民主体の景観まちづくりの現状と課題

本章では、本市の市民主体の景観まちづくりを取り巻く現状を把握し検証と課題整理を行うため、先進的に景観まちづくりを行う市民等へのヒアリング調査を行うとともに、本市の支援体制を振り返る。

第1節 景観まちづくりを行う市民等の活動の状況

ヒアリング調査の目的は、活動を始めた経緯、活動をする上での課題、活動を続ける動機を把握することにより、活動を持続可能なものとするための要素を導き出すことにある。調査においては、市民が活動する舞台となる「地域」に存在するあらゆる主体に対してヒアリングを行うことにより、市民主体の景観まちづくりを地域全体から捉える。

調査方法は対面によるヒアリングで行い、平成26年12月～平成27年1月に実施した。調査対象者は、①本市の景観活動団体に所属する寺関係者、②景観に配慮した建築活動を行い景観賞を受賞した市民、③寺町で街なみ整備事業に携わる商店会長、④公園等の身近な花の維持・管理活動を行っている市民、⑤シンポジウム開催など景観啓発に取り組んでいる市民、⑥市内の大学で現在景観まちづくり活動に関わっている大学の教員、⑦市内の工業高校の教員、⑧景観賞受賞の建築物（事業所）を設計した建設会社社員、⑨上記建築物（事業所）の施設管理担当者、⑩市内の建設会社の設計者である。ヒアリング内容は、1. 現在の活動内容、2. 活動目的、3. 活動を始めたきっかけ、4. 活動を行っていく上で工夫や努力している独自の取り組み、5. 活動を続けていく上で課題や支障となっていること、6. 活動を続けていく上でモチベーションの維持につながっていること、7. 活動を続けていくために他と連携していること、8. 地域への関わり方、9. 目標とする市川市の景観のイメージ、10. 今後の計画や夢である。



図3-1：本市における景観まちづくりの主体

表3-1：ヒアリング調査結果

質問事項	回答
きっかけ	愛着
	責任
	疑問
	気付き
地域との関わり方	声かけ、あいさつ
	無縁社会を打破したい
	地域に根差す
	地域に出ること 楽しい場づくり、人づくり
課題	人材不足
	思いの共有
	市役所のどの部署にどう話を持っていくか
	地域への発信の仕方
	他団体との交流 意見交換する場がない
継続する動機	危機感
	面白み
	自分の活動が及ぼす効果を知ること
	声援
	評価
	プレッシャー
	注目されること
	外の目を意識してまちを見ること
	異世代間交流ができる
	人脈をつくりたい 欲、願望

ヒアリング調査の結果から、景観まちづくりを持続可能とする4つの要素を導き出し、持続可能な景観まちづくりにおける市民の行動を図3-2のモデル図にした。

1. 地域に出る

今回のヒアリング対象者は、声かけやあいさつなどすぐにできることを毎日実践していた。互いに声を掛け合うことから始め、顔の見える関係づくりを行っていた。

2. 主体性を持つ

景観まちづくりを始めるきっかけは市民が愛着・責任・疑問・気付きを持つときであり、自分がやらなければならないと考えたときである。

3. 他と交流する機会を持つ

自分の活動を知ってもらうための発信の場や、景観まちづくりに対する思いを共有する場を必要としていることが分かった。

4. 地域における自分の活動の意味を知る

他から自分の活動がどう見られているか俯瞰的に見て、継続する動機としていた。

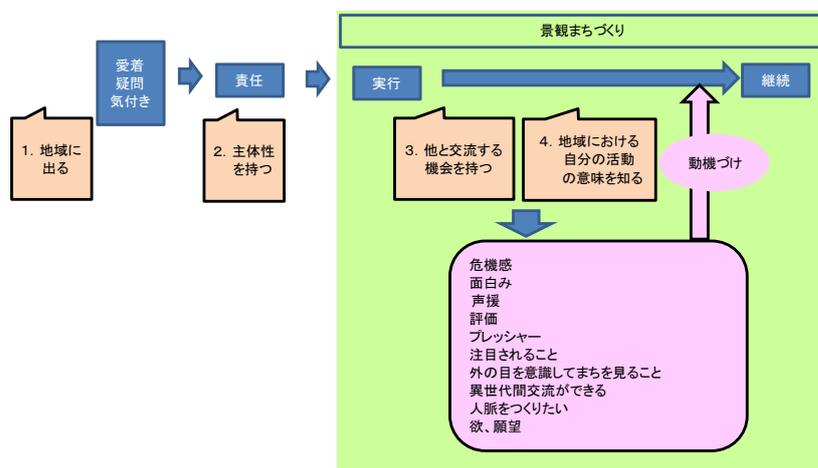


図3-2：持続可能な景観まちづくりのモデル図

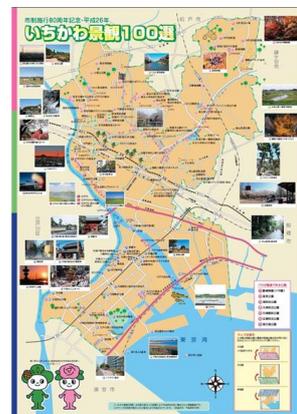
第2節 本市の市民主体の景観まちづくりへの支援体制

本市の市民主体の景観まちづくりへの支援体制について、これまでの取り組みの検証と課題整理を行う。

(1) これまでの本市の取り組み

本市がこれまで実施してきた支援事業として6点挙げられる。

- ① 景観活動団体への補助金
- ② 「いちかわ景観100選」の選定及びマップの作成
- ③ 「景観シンポジウム」の開催
- ④ 「市川市景観賞」の実施
- ⑤ 「景観懇話会」の開催
- ⑥ 「まちづくり学校」の開催



写真：平成26年度版『いちかわ景観100選』

(2) これまでの本市の取り組みの検証と課題の整理

これまでの取り組みを検証するため、各支援内容と本来の目的を表3-2で整理した後、各支援内容の本来の目的を達成できているか表3-3で検証した。

表3-2：本市の市民主体の景観まちづくり活動への支援内容とその目的

支援内容	目的
①景観活動団体への補助金	先導的景観まちづくりを行う市民への活動支援
②景観100選	景観資産の発掘と保全・活用による景観まちづくりの拡大
③景観賞	市民や事業者による積極的な良好な景観形成に対する取り組みの促進
④景観シンポジウム	市民の景観に関する関心の醸成及び情報提供
⑤景観懇話会	集約した市民の景観に対する思いの景観まちづくりへの反映
⑥まちづくり学校	市民の景観まちづくりを学習する機会の提供及びその成果の地域における活用

表3-3：本市の市民主体の景観まちづくり活動への各支援内容の課題

支援内容	市としての現在の達成状況	各支援内容の課題
①景観活動団体への補助金	補助金の支出	・3年間の補助期間終了後、活動団体の活動の継続可能性
②景観100選	100選の公表	・景観資産の保全・活用による景観まちづくりの拡大までは進んでいない。
③景観賞	賞の授与	・受賞後の建築物の活用については進んでいない。
④景観シンポジウム	シンポジウムの開催	・シンポジウムの参加人数の向上 ・シンポジウムの参加者のその後の景観まちづくりへの実践的な取り組みが乏しい。
⑤景観懇話会	懇話会の開催	・市民の景観まちづくりにおいて、懇話会で得られた市民意見の具体的な活用は進んでいない。
⑥まちづくり学校	まちづくり学校の開催	・まちづくり学校の卒業生が具体的に地域における景観まちづくりに参加できていない。

このことから、本市の市民主体の景観まちづくりへの支援に対する課題として、以下の3点が浮き彫りとなった。

- ・事業実施自体が目的化している側面があり、支援事業の成果に関する検証がされていなかった。
- ・ツールである支援事業を活用し、本来の目的である景観まちづくりの実現に至る過程の支援策が無い。
- ・景観資産の発掘や景観まちづくりを担う市民の育成等を行ってきたものの、それら個々の資源をつなげて面にしていく具体的な取り組みを支援する体制が不十分。

第4章 他都市にみる市民主体のまちづくりへの行政としての支援のかたち

本章では、市民主体のまちづくりを支援するために、他都市において行政がどのような役割を果たしているか整理した後、検証と課題整理を行う。ここでは、市民主体の活動に対する行政としての役割の検証を目的とするため、あえて「景観」に限らず広い意味のまちづくり活動への支援を事例として示す。

平成25年11月14日～15日に筆者が参加した平成25年度京葉広域行政連絡協議会先進都市視察において「地域住民による自治と行政の支援体制」を目的に調査を行なった兵庫県宝塚市と大阪府豊中市の2市を取り上げる。

第1節 小学校区を単位としたまちづくり協議会の設置

(1) 事業の概要

兵庫県宝塚市では、現在20の小学校区を単位としたまちづくり協議会がそれぞれ住民（ここではあえて小学校区単位の「住民」という。）自らの手で「まちづくり計画」を作成し、身近な課題の解決とニーズに応じたきめ細やかなまちづくりを推進している。まちづくり協議会に対する市の支援内容としては、協議会運営費、広報紙発行、その他事業に対する補助金制度がある他、各地区毎に「地域担当」として市職員がつき、地域課題を庁内各部署へと繋げる役割を担っている。

(2) 本事業が抱える課題

市民協働推進課担当者は本事業の課題について次のように話してくれた。「各地区が作成したまちづくり計画については、市は内容を全て把握しておらず、目標に対する達成率は図れていない。作成したもの、地元も全て把握できていないのが現状である。」

「また、地域には自治会とまちづくり協議会の二つが存在するが、基本的には合意形成の際、狭い範囲における問題であれば自治会、広い範囲における問題であればまちづくり協議会で合意形成を行なっている。両者の関係は、上手くいっている地域もあれば、そうではない地域もあるが、役員の考えによるところも大きいので一概には言えない。しかし、総じてまちづくり協議会は「行政が作ったものだから」という見方をされることが多い。「自治会があるのに、なぜまちづくり協議会が必要なのか」という声も聞かれる。」

第2節 地区まちづくり条例に基づく市民発意のまちづくりへの支援

(1) 事業の概要

大阪府豊中市では、豊中市地区まちづくり条例に基づき、市民発意のまちづくりを市として支援する仕組みが充実している。市民発意のまちづくりを市として支援する仕組みとしては、まちづくり研究会や協議会の結成に際しての相談支援をはじめとして、活動費への助成、まちづくりアドバイザーやまちづくりコンサルタントの派遣など

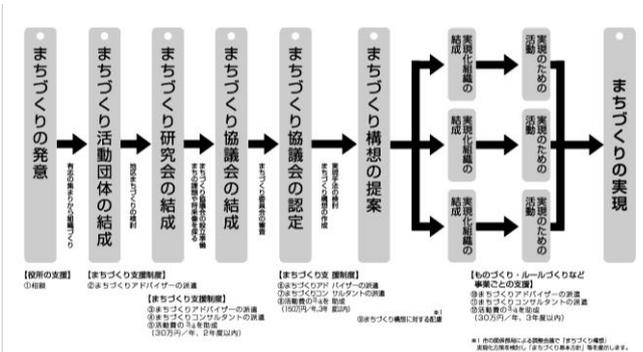


図4-1：地区まちづくり条例とまちづくりの進め方
(出典：豊中市ホームページ)

があり、まちづくり活動の段階に応じた支援を展開している。まちづくりアドバイザーは市への登録制で、約 60 名の専門家等が登録されている。専門家には、都市計画・交通計画・まちづくり全般のコンサルの他、学識経験者やNPOなどがある。

第3節 2市の事例から得られたこと

2市の事例から得られたことは、市民主体のまちづくりの推進のためには、行政側が、まちづくりを「行政が設定した枠組みの中に市民の活動を機械的に落とし込む」という思考で捉えるのではなく、「市民が必要とするものを行政が持つ枠組みの中から自由に選択していく」という思考で捉える必要がある。前者のような思考では市民の主体性を育むことは難しいことから持続可能性も乏しく、活動の幅の広がりや創造性を期待することもできない。宝塚市の事例は前者であり、豊中市の事例は後者である。ただし、豊中市の事例もあくまでも行政側としては、課題を抱えて相談に来た市民を受け入れるという受身の思考であるため、積極的な市民参加を促して市民主体のまちづくりを活発化させるためには工夫が必要であると考えられる。

持続可能な質の高いまちづくりを行なっていくためには、様々なメニューの中から市民側が必要なものを選択できるよう、行政が市民主体のまちづくりを支援していくことが重要である。さらに、専門家を除き、まちづくりに対する知識等の無い市民が様々なメニューから必要なものを選択していくためには、そこに行政の支援が必要なのである。

第5章 本市の持続可能な景観まちづくりに向けた新たな推進体制の提案

本章では、これまでの議論を受けて、持続可能な市民主体の景観まちづくりの実現に向けた本市の役割を明示し、実現までの推進体制を提案する。

まず、本市の役割及び推進体制を図5-1にまとめた。

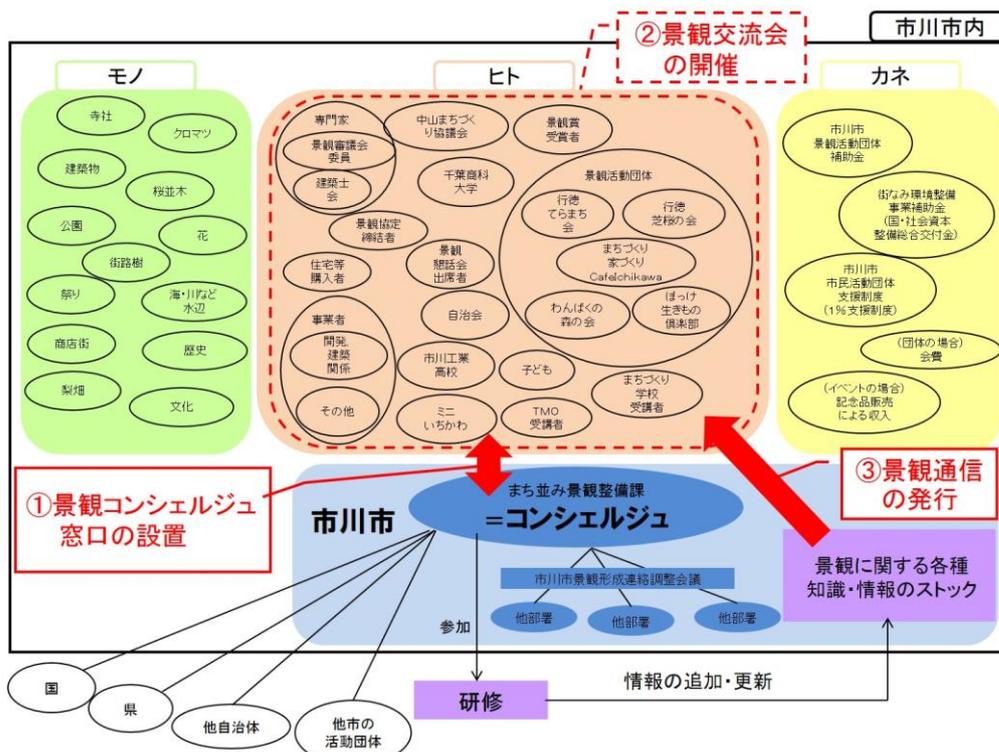


図5-1：事業モデル図

今回の研究で明らかになったことは、市民主体の景観まちづくりの推進のためには、行政側の思考を「行政が設定した枠組みの中に市民の活動を機械的に落とし込む」ものから、「必要とするものを市民が自由に選択していく」ものへと変えていく必要があるということである。「補助金制度やまちづくり学習の場があるから市民主体の景観まちづくりは進むはずだ」と考えるのではなく、「必要なツール（支援事業等）を市民が自由に選択するという景観まちづくりの実現に至る過程に対し、行政としてどんな支援ができるのか」と考える必要がある。行政としてこの思考方法で市民の景観まちづくりを支援できれば、市民によるヒト・モノ・カネという選択により個々の資源が面になり、景観まちづくりの広がりや持続可能性を生み出すことができる。

第1節 本市の役割

市民主体の景観まちづくりを推進するための本市に求められる役割は、市民個人が持つ資源からヒト、モノ、カネとの有機的な関係をつくりあげるための道筋を考えることのできる環境づくりを行うことである。行政は景観まちづくりに関する様々な人脈や情報を持つからこそ、その役割を果たすべきである。

このことから、景観まちづくりに携わる職員は「コンシェルジュ」としての役割を担うべきだと考える。

第2節 新たな推進体制の概要

本市のコンシェルジュとしての役割を果たすための提案を行う。

1. 「景観コンシェルジュ窓口」の設置

景観まちづくりを行っている、または行いたい個人や団体からヒアリングをすることにより、ヒト・モノ・カネなど必要とするものを聞き出し、アプローチ方法を一緒に考える。筆者がヒアリング調査において市民と直接対話を行う中で市民の抱える課題や市民の持つアイデアなどを知り、ヒアリングの重要性を実感した。コンシェルジュ窓口の設置は本市にとっても景観まちづくり活動を広げるために重要な機会となる。

しかしながら、コンシェルジュ窓口を設置した場合でも、相談者が来るのを待つ受身の姿勢では年に数件となり、活発な市民活動を促すことはできない。

そこで、待っているばかりではなく、市が持つ図5-1モデル図にある情報をどう市民へ発信し、共有していくかを考える必要がある。発信をせずに本市がただ情報を持っていても意味が無い。発信するにあたっては、以下の2つの課題がある。

- ①どこに発信すればよいか
- ②市民それぞれの課題が何であるのか

まず、①どこに発信するかについては、景観担当部署だけで考えるのではなく、行政の縦割りを超えて他部署に協力依頼を行う。本市では、市川市景観形成連絡調整会議という課横断型の組織があるため、そういった組織にも協力を求める。

次に、②課題が何であるのか情報収集を行うことについては、今現在、常時市民の意見を聞く場が無い。ただ市民の意見・要望を聞くだけならアンケート調査でも可能だが、積極的に発信しつつ情報収集を行う姿勢で臨むためには、市民との交流会を開催し、市と市民、市民と市民が互いに情報やまちづくりに対する思いを共有する必要がある。

上記の2つの課題を解決するため、以下の提案を行う。

2. 「景観交流会」の開催

市民、団体、事業者、大学生、高校生など多様な景観まちづくりの主体が交流することのできる場を市が提供する。これは景観まちづくりを行っている市民へのヒアリングの中で最も意見が多かった、人とのつながりをつくることを目的とする。団体としてではなく個人でも参加できるようにすることにより、これから景観まちづくりに関わりたいと考えている市民も参加し易いものとする。本市と参加者の情報交換以外に、参加者同士の情報交換や市民の活動内容の発表の場とし、協働による新たな活動の広がり、人材の発掘などを目的とする。

3. 「景観通信」の発行

景観まちづくりを行っている市民の紹介や景観に係る最新情報の提供を目的として、今市民にとって有益と考えられる情報を市がコンシェルジュとして提供する。本市の持つ情報を積極的に発信することを目的とし、定期的に発行することにより、市民と行政とのつながりを継続的で現在進行形なものにできる。

なお、本市が持つ図5-1の情報を更新していくには、市内の主体に限らず国・県、他自治体、他自治体の先進的な活動団体などと協働していくことにより、本市が持つ枠組みを超えた部分で新たなヒト・モノ・カネとの関係を築ける可能性も広がる。

第3節 まとめ

本レポートでは、市民主体の景観まちづくり活動を持続可能なものとするために必要な本市の役割を明らかにし、新たな事業提案を行った。

景観に限らなければ筆者はまちづくりに7年間携わってきた。その中で、同じ思いを持つ行政と市民が立場の差異を踏まえて、具体的にどう関わっていけばまちがよくなるのか試行錯誤を繰り返してきた。コンシェルジュという市の役割を見出せたことは、今後筆者が市民主体の景観まちづくりに携わっていく上で大きな成果となった。市として「行政はコンシェルジュである」という意識を持って市民に関わっていく必要がある。行政と市民が互いに市のコンシェルジュとしての役割を理解することができて初めて今回の提案が実現する。これまでの本市の市民主体の景観まちづくりへの支援の取り組みという土台を活かし、次の段階の「市民の主体的で持続可能なまちづくり」の実現へと進んでいく時であると考えている。

最後に、お忙しい中、ゼミの主任講師としての確かな助言といつも新たな視点を与えて頂いた後藤先生に深く感謝を申し上げたい。また、高知への現地調査で様々な取り組みや市民活動の可能性を教えて頂いた高知の皆様には大変お世話になり、本レポートの内容に取り組む上でも重要な市民活動を知る機会を与えて頂いた。

また、1年間研修への参加に対して理解し応援して頂いた職場の上司・同僚、常に励ましのお言葉を頂いた本市の地域リーダー塾OBの皆様、人材育成担当室の皆様にご感謝申し上げますとともに、今回の成果の実現に向けて邁進していきたい。

○参考文献

- ・ 社団法人 日本建築学会 後藤 春彦他【2009】、
『生活景 身近な景観価値の発見とまちづくり』、株式会社 学芸出版社
- ・ 自治体景観政策研究会 大野 整他【2009】
『景観まちづくり最前線』、株式会社 学芸出版社
- ・ 田村 明【2005】、
『まちづくりと景観』、株式会社 岩波書店
- ・ 有限会社 グッド研究所、株式会社 学芸出版社編【2005】、
『季刊まちづくり』7、株式会社 学芸出版社、p.38-44
- ・ 池田 里香子【2014】、
『お客さまが心を開く「おもてなしの鍵」』、明日香出版社

- ・ 宝塚市ホームページ
<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/shisei/shiminkatsudo/index.html>
- ・ 豊中市ホームページ
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/machizukuri/susumekata.html>
- ・ 市川市景観基本計画
- ・ 市川市都市計画マスタープラン 2004
- ・ データにみる市川市の都市基盤（概要）2014【2014】
- ・ 市川市ホームページ
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>